

三次市教育委員会議案 4 3 号

平成 2 2 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第 5 条及び第 1 1 条の規定により，障害のある児童生徒の就学について，別紙のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 5 日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基